原議保存期間30年 (平成51年12月31日まで)

各附属機関の長　　警察庁丙運発第22号
各地方機関の長　殿　　警察庁丙交企発第45号
各都道府県警察の長　　警察庁丙交指発第14号
（参考送付先）　　平成21年5月11日
庁内各局部課長　　警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号。別添１）は、平成19年６月20日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成21年政令第11号。別添２）により、悪質・危険な運転者の運転免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）の延長及び認知機能検査（法第97条の２第１項第３号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の導入を内容とする同法附則第１条第２号に掲げる規定は、本年６月１日から施行されることとなった。

また、同法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号。別添３）が本年１月30日に、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第28号。別添４）及び運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第４号。別添５）が本日公布され、公布日から施行される一部の規定を除き、本年６月１日から施行されることとなった。

今回施行される悪質・危険な運転者の欠格期間の延長及び認知機能検査の導入に関する改正規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、本改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

（凡例）
「改正法」：道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）
「旧法」：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「法」：改正法による改正後の道路交通法
「改正令」：道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第12号)
※　改正令は、平成21年４月24日に公布、施行された道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成21年政令第127号）により、改正が行われている。
「令」：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正府令」：道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第28号）
「府令」：改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「改正規則」：運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第４号）
「旧講習規則」：改正規則による改正前の運転免許に係る講習に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）
「講習規則」：改正規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則
「認定規則」：改正規則による改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）
「運転殺人等」：令別表第２の備考の２の113に規定する運転殺人等
「運転傷害等」：自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあっては、当該行為によって人が負傷した場合に限る。）
「運転傷害等（治療期間３月以上又は後遺障害）」：令別表第２の備考の２の115に規定する運転傷害等（治療期間３月以上又は後遺障害）
「運転傷害等（治療期間30日以上）」：令別表第２の備考の２の117に規定する運転傷害等（治療期間30日以上）
「運転傷害等（治療期間15日以上）」：令別表第２の備考の２の119に規定する運転傷害等（治療期間15日以上）
「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）」：令別表第２の備考の２の121に規定する運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）
「危険運転致死」：令別表第２の備考の２の114に規定する危険運転致死
「危険運転致傷」：人の傷害に係る刑法第208条の２の罪に当たる行為
「危険運転致傷（治療期間３月以上又は後遺障害）」：令別表第２の備考の２の116に規定する危険運転致傷（治療期間３月以上又は後遺障害）
「危険運転致傷（治療期間30日以上）」：令別表第２の備考の２の118に規定する危険

運転致傷（治療期間30日以上）
「危険運転致傷（治療期間15日以上）」：令別表第２の備考の２の120に規定する危険運転致傷（治療期間15日以上）
「危険運転致傷（治療期間15日未満）」：令別表第２の備考の２の122に規定する危険運転致傷（治療期間15日未満）
「酒酔い運転」：令別表第２の備考の２の123に規定する酒酔い運転
「麻薬等運転」：令別表第２の備考の２の124に規定する麻薬等運転
「救護義務違反」：令別表第２の備考の２の125に規定する救護義務違反
「故意道路外致死傷等」：法第90条第１項第６号に規定する道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第208条の２の罪に当たるもの
「故意道路外致死傷等（死亡）」：令別表第５第１号に掲げる行為
「故意道路外致死傷等（治療期間３月以上又は後遺障害）」：令別表第５第２号に掲げる行為
「故意道路外致死傷等（治療期間30日以上）」：令別表第５第３号に掲げる行為
「故意道路外致死傷等（治療期間30日未満）」：令別表第５第４号に掲げる行為

第１　悪質・危険運転者対策の推進を図るための規定の整備

１　趣旨

運転免許に係る行政処分は、将来における道路交通上の危険を防止するために行うものであるが、従来、欠格期間は５年が上限とされていた。このため、例えば、危険運転致死傷罪（刑法第208条の２）に当たる行為をした場合にも、運転免許が取り消されて５年の欠格期間が指定されることになっているように、極めて悪質・危険な運転者についても、これ以上処分を強化できない状況にあった。

そこで、悪質・危険な運転者について、より長期間の欠格期間を適用できるようにすることにより、道路交通の安全の確保を図るため、欠格期間の上限を延長するとともに、酒気帯び運転等に付する基礎点数を引き上げ、行政処分を強化することとしたものである。

２　内容

(1)　悪質・危険な運転者に対する欠格期間の延長

ア　点数制度による処分

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、①運転殺人等若しくは運転傷害等、②危険運転致死若しくは危険運転致傷、③酒酔い運転若しくは麻薬等運転又は④救護義務違反（以下「特定違反行為」という。）をしたことを理由として免許を拒否し、若しくは取り消し、又は運転を禁止した場合の欠格期間の指定の基準及びそれぞれの特定違反行為に対して付する基礎点数を次のとおりとした。（法第90条第２項、第６項及び第10項、第103条第２項及び第８項並びに第107条の５第２項並びに令第33条の２、第33条の４、第38条、第40条、別表第２の２の表並びに別表第３の２の表）

(ｱ)　特定違反行為をしたことを理由として行政処分を行う場合の累積点数と欠格期間の対応関係は次のとおりとした。

欠格期間	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回以上
10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上
９年	65点～69点	60点～64点	55点～59点	50点～54点
８年	60点～64点	55点～59点	50点～54点	45点～49点
７年	55点～59点	50点～54点	45点～49点	40点～44点
６年	50点～54点	45点～49点	40点～44点	35点～39点
５年	45点～49点	40点～44点	35点～39点	
４年	40点～44点	35点～39点		
３年	35点～39点			

(ｲ)　運転殺人等又は運転傷害等について、結果の重大性に応じて次のとおり行政処分の基礎点数を付した。

- 運転殺人等　62点
- 運転傷害等（治療期間３月以上又は後遺障害）　55点
- 運転傷害等（治療期間30日以上）　51点
- 運転傷害等（治療期間15日以上）　48点
- 運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）　45点

(ｳ)　危険運転致死傷について、結果の重大性に応じて次のとおり行政処分の基礎点数を付した。

- 危険運転致死　62点
- 危険運転致傷（治療期間３月以上又は後遺障害）　55点
- 危険運転致傷（治療期間30日以上）　51点
- 危険運転致傷（治療期間15日以上）　48点
- 危険運転致傷（治療期間15日未満）　45点

(ｴ)　酒酔い運転又は麻薬等運転（以下「酒酔い運転等」という。）について、行政処分の基礎点数として、35点を付した。

なお、酒酔い運転等で交通事故を起こした場合には、次のとおり、引き続き交通事故の場合の付加点数の表（令別表第２の３の表）を用いて点数を加える。（令別表第２の備考１の２）

ａ　交通事故が専ら違反者の不注意によって発生したものである場合

- 酒酔い運転等で死亡事故　35点＋20点
- 酒酔い運転等で事故（治療期間３月以上又は後遺障害）　35点＋13点
- 酒酔い運転等で事故（治療期間30日以上）　35点＋９点
- 酒酔い運転等で事故（治療期間15日以上）　35点＋６点
- 酒酔い運転等で事故（治療期間15日未満）　35点＋３点

b　上記以外の場合

・　酒酔い運転等で死亡事故　35点＋13点
・　酒酔い運転等で事故（治療期間３月以上又は後遺障害）　35点＋９点
・　酒酔い運転等で事故（治療期間30日以上）　35点＋６点
・　酒酔い運転等で事故（治療期間15日以上）　35点＋４点
・　酒酔い運転等で事故（治療期間15日未満）　35点＋２点

(ｵ)　救護義務違反について、行政処分の基礎点数として、35点を付した。

イ　点数制度によらない処分

(ｱ)　公安委員会は、故意道路外致死傷等をしたことを理由として免許を拒否し、又は取り消した場合の欠格期間の指定の基準を次のとおりとした。（法第90条第２項、第６項及び第10項並びに第103条第２項及び第８項並びに令第33条の２、第38条並びに別表第５）

・　故意道路外致死傷等（死亡）　８年
・　故意道路外致死傷等（治療期間３月以上又は後遺障害）　７年
・　故意道路外致死傷等（治療期間30日以上）　６年
・　故意道路外致死傷等（治療期間30日未満）　５年

(ｲ)　酒酔い運転等について付する基礎点数を25点（前歴がない場合に欠格期間２年相当）から35点（前歴がない場合に欠格期間３年相当）に引き上げることに伴い、酒酔い運転等の重大違反唆し等の欠格期間を２年から３年に引き上げた。（令第33条の２、第38条及び別表第４）

(ｳ)　救護義務違反が特定違反行為として位置付けられ、独立の処分理由となることから、救護義務違反を重大違反唆し等の対象に加えた。（令第33条の２の３）

(ｴ)　特定違反行為に該当することを理由に、免許を取り消そうとするときは、従来どおり、事前手続として法の「意見の聴取」を行うこととし（故意道路外致死傷等に係るものを除く。）、故意道路外致死傷等に係るものについては、法の「聴聞」を行うこととした。（法第104条及び第104条の２）

(2)　酒気帯び運転等に付する基礎点数の引上げ

改正法により、酒気帯び運転及び過労運転等の法定刑が従来の酒酔い運転及び麻薬等運転と同等に引き上げられたことを踏まえ、酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度0.25mg/l以上）及び過労運転等に対して付する行政処分の基礎点数を13点から25点に、酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満）の基礎点数を６点から13点に引き上げた。（令別表第２）

(3)　一般違反行為をしたことを理由として行政処分を行う場合の累積点数の区分の見直し

令別表第２の１の表の上欄に掲げる違反行為（以下「一般違反行為」という。）をしたことを理由として行政処分を行う場合においても、特定違反行為をしたことを理由として行政処分を行う場合と同様、運転者の危険性及び結果の重大

性についてきめ細かく評価して欠格期間を指定することができるよう、４年の欠格期間の基準を新たに設けることとし、一般違反行為をしたことを理由として行政処分を行う場合の累積点数と欠格期間の対応関係を次のとおりとした。（令別表第３の１の表）

欠格期間等	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回以上
５年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
４年	40点～44点	35点～39点	30点～34点	25点～29点
３年	35点～39点	30点～34点	25点～29点	20点～24点
２年	25点～34点	20点～29点	15点～24点	10点～19点
１年	15点～24点	10点～19点	5点～14点	4点～9点
停止・保留	6点～14点	4点～9点	2点～4点	2点又は3点

（注：□の部分が今回の改正により新設された部分）

(4)　経過措置

ア　改正法の経過措置

(ｱ)　施行日前に旧法第90条第１項ただし書の規定による免許の拒否若しくは保留の基準、同条第４項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準に該当したことを理由とする免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止については、なお従前の例によることとした。（改正法附則第４条第１項）

(ｲ)　上記(ｱ)によりなお従前の例によることとされる免許の拒否又は取消しを受けた者に対する欠格期間の指定については、なお従前の例によることとした。（改正法附則第４条第２項）

(ｳ)　施行日前に旧法第107条の５第１項の規定又は同条第８項において準用する旧法第103条第３項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例によることとした。（改正法附則第４条第３項）

イ　改正令の経過措置

(ｱ)　施行日前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは欠格期間の指定、運転の禁止又は仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例によることとした。（改正令附則第３条第１項）

(ｲ)　施行日前にした行為に付する点数については、なお従前の例によることとした。（改正令附則第３条第２項）

３　留意事項

(1)　改正内容の周知の徹底

酒気帯び運転等に付する基礎点数の引上げについて、あらゆる機会を通じて

広報啓発を行い、飲酒運転の防止を図るなど、改正内容の周知の徹底に努めること。

(2)　職員に対する教養の徹底

上記２の改正内容について、職員に対する教養を徹底し、行政処分等における誤りの絶無を期すこと。

(3)　その他

改正令は、道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成21年政令第127号）により改正されている。これにより、公布時の改正令による改正後の道路交通法施行令別表第２の備考の２の114から126までは、令においては、一ずつ繰り上がり、113から125までとなっていることに留意すること。

第２　高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

１　趣旨

高齢の免許保有者は年々増加しており、これに伴い、75歳以上の運転者が第１当事者となった免許保有者数当たりの死亡事故件数が他の年齢層のものに比べ高いなど、高齢運転者に係る事故情勢は極めて厳しいものとなっている。また、認知症の有病率は加齢とともに増加し、高齢運転者の事故の特徴を見ると、運転に必要な記憶力・判断力の低下が原因の一つとみられる出会い頭の事故や一時不停止による事故等の割合が高くなっている。そこで、

・　認知機能検査において自己の記憶力・判断力の状態を自覚してもらうとともに、検査結果に基づくきめ細かな高齢者講習を実施することによって高齢者の安全運転の継続を支援し、

・　取消し等の対象である認知症の免許保有者を的確に把握する機会を作る

ため、75歳以上の免許保有者に、免許証の更新等の機会に認知機能検査の受検を義務付けるとともに、公安委員会は検査結果に基づく高齢者講習を行うことしたものである。

２　内容

(1)　認知機能検査

免許証の更新を受けようとする者で更新期間満了日における年齢が75歳以上のものは、更新期間満了日前６月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会（法第101条の３第１項の規定により法第101条の２の２第１項に規定する経由地公安委員会を含む。）が行った認知機能検査を受けなければならないこととするとともに、公安委員会は、認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととした。（法第97条の２第１項第３号イ並びに第101条の４第２項及び第３項）

また、特定失効者（法第97条の２第１項第３号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）で75歳以上のものは、免許申請書を提出した日前１年以内に認知

機能検査及び当該認知機能検査の結果に基づく高齢者講習を受けていなければならないこととした。（法第97条の２第１項第３号及び府令第26条の２関係）

なお、認知機能検査を受検する義務がある者は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間満了日における年齢が75歳以上のものにあっては更新期間満了日（法第101条の２第１項の規定による免許証の更新の申請（以下「特例更新申請」）をしようとする者にあっては、当該申請をする日）が施行日から起算して６月を経過した日以後である者について、特定失効者で75歳以上のものにあっては施行日から起算して６月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者であることとした。（改正法附則第５条）

ア　認知機能検査の方法

認知機能検査は、次の方法により行うこととした。（府令第26条の３）

(ｱ)　認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること（以下「時間の見当識」という。）。

(ｲ)　16の物の図画を名称及び分類とともに示し、一定の時間が経過した後に名称を記述させること（以下「手がかり再生」という。）。

(ｳ)　時計の文字盤を描かせた後に、指示した時刻を長針及び短針により表示させること（以下「時計描画」という。）。

イ　認知機能検査の委託を受けることができる法人

認知機能検査については、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を終了した25歳以上の者が業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限り、委託することができることとした。（府令第31条の４の２及び講習規則第４条）

なお、施行日前に公安委員会が行った認知機能検査員講習を終了した者についても、施行日以後に行われる認知機能検査員講習を終了した者とみなすこととした。（改正規則附則第４項）

(2)　臨時適性検査

ア　基準該当者に対する臨時適性検査

公安委員会は、認知機能検査を受けた者で記憶力・判断力が低くなっているとされた者（以下「基準該当者」という。）が次のいずれかに該当する場合には、臨時適性検査を行うこととした。

(ｱ)　特定失効者として免許を受けようとして認知機能検査を受け、基準該当者になった者が、免許申請書を提出した日の１年前の日から申請書を提出した日の前日までに認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める一定の違反行為（以下「基準行為」という。）をしていた場合（法第102条第１項）

(ｲ)　免許証の更新を受けようとして認知機能検査を受け、基準該当者になっ

た者が、法第101条第１項の更新申請書の提出（以下「通常更新申請」という。）をした場合にあっては更新期間満了日の１年前の日から通常更新申請をした日の前日までに、特例更新申請をした場合にあっては更新期間満了日の１年前の日から特例更新申請をした日の前日までに、基準行為をしていた場合（法第102条第２項）

(ｳ)　認知機能検査を受けて特定失効者として免許を受けた者、通常更新申請をした者又は特例更新申請をした者で、基準該当者となったもの（(ｱ)又は(ｲ)に該当する者を除く。）が、それぞれ免許を受けた日以後、更新申請書を提出した日以後又は更新の申請をした日以後に基準行為をした場合（法第102条第３項）

イ　基準該当者を判定するための認知機能検査の結果の基準

基準該当者を判定するための認知機能検査の結果の基準は、次の数式により算出した数値が36以上であることとする。（府令第29条の３第１項）

7.731＋0.641×Ａ－0.523×Ｂ－0.315×Ｃ

この式において、Ａ、Ｂ及びＣは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ　時間の見当識により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

１　記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に10を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあっては、60とする。）（ただし、算出する数値の上限は、60とする。）

２　記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に５を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、30とする。）

３　記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に１を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、15とする。）

４　記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に１を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、３とする。）

５　記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を30で除して得た数値（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、５とする。）

Ｂ　手がかり再生により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に１を乗じて得た数値

Ｃ　時計描画により描かれた図画について、次に掲げるところによ

り算出した数値の総和
1　１から12までの数字が描かれている場合には、１（１から12までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）
2　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、１
3　１から12までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、１
4　２つの針が描かれている場合には、１
5　指示された時が表示されている場合には、１
6　指示された分が表示されている場合には、１
7　指示された時及び分が表示されている場合であって、時針が分針よりも短く描かれているときには、１

ウ　基準行為

試験的に実施した認知機能検査の結果により記憶力・判断力が低くなっているとされた者に有意に多かった運転行動と認知症に特有の症状を踏まえ、次の法の規定に違反する行為を基準行為とした。（令第37条の７第１項）

なお、基準行為には、改正法の施行日前にした行為は含まれないものとした。（改正令附則第２条）

法第７条（信号機の信号等に従う義務）
法第８条（通行の禁止等）第１項
法第17条（通行区分）第１項から第４項まで又は第６項
法第20条（車両通行帯）
法第25条の２（横断等の禁止）
法第26条の２（進路の変更の禁止）第２項又は第３項
法第33条（踏切の通過）第１項又は第２項
法第35条（指定通行区分）第１項
法第36条（交差点における他の車両等との関係等）
法第37条（交差点における他の車両等との関係等）
法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）
法第38条の２（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）
法第42条（徐行すべき場所）
法第43条（指定場所における一時停止）

エ　臨時適性検査の受検免除

臨時適性検査の通知を受けた者が、通知された期日までに臨時適性検査の通知を受けることとなった事由に係る主治の医師が作成した診断書であって、臨時適性検査を受けることとなった事由に該当しないと認められるかどうかについて当該医師の意見が記載されている医師の診断書を提出した場合には、臨時適性検査を受けなくてもよいこととした。（法第102条第７項及び

府令第29条の３第４項）

オ　改正前の規定により臨時適性検査の通知を受けた者についての経過措置

旧法第102条第３項の規定により臨時適性検査の通知を受けた者は、法第102条第６項の規定により臨時適性検査の通知を受けた者とみなすこととした。（改正法附則第６条）

(3)　高齢者講習

高齢者講習を、認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習と認知機能検査の結果に基づいて行う講習に区分し、その講習方法及び講習時間を定めた。（法第101条の４第１項及び第２項並びに府令第38条第12項）

ア　認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習

(ｱ)　自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものとすることを講習方法に加えた。

(ｲ)　講習時間は３時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習時間は１時間30分（改正前は２時間））とした。

イ　認知機能検査の結果に基づいて行う講習

(ｱ)　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものとすることを講習方法とした。

(ｲ)　講習時間は２時間30分（改正前は３時間）とした（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習時間は１時間30分（改正前は２時間）とした。）。

(4)　75歳以上の者に対する通知

公安委員会は、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に、高齢者講習に関する事項に加え、更新期間満了日前６月以内に認知機能検査を受けていなければならないこと、認知機能検査を受けることができる日時、場所等について記載した書面を送付することとした。（法第101条の４第３項）

(5)　特定任意高齢者講習及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の基準の整備

終了者について高齢者講習の受講が免除されることとなる、法第108条の２第２項の規定による講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）及び高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者教育の課程（以下「運転免許取得者教育（高齢者講習同等）」という。）の基準について、次のとおり規定を整備した。

ア　特定任意高齢者講習の基準

特定任意高齢者講習を、更新期間満了日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する講習と更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対する講習に区分し、それぞれ次のとおり講習の基準を定めた。（講習規則第２条）

なお、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者であって、当該日が施

行日から起算して６月を経過した日前であるものについては、70歳以上75歳未満の者に対する特定任意高齢者講習を行うこととした。（改正規則附則第２項）

(ｱ)　更新期間満了日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する講習

チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者以外の者に対する講習については、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであることを基準に加えた。

(ｲ)　更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対する講習

講習を次のとおり区分し、それぞれ講習の基準を定めた。

ａ　認知機能検査の結果が、上記(2)イに掲げる数式により算出した数値が０以下（この点数以下の者は、認知機能検査の結果、記憶力・判断力に心配がないと判定された者である。）であり、当該認知機能検査を受けた後にチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者に対する講習

認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであることを基準とした。

なお、施行日前にチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者については、認知機能検査の結果にかかわらず、施行日以後においても、この講習を受けることができることとした。（改正規則附則第３項）

ｂ　ａ に掲げる者以外の者に対する講習

認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであることを基準とした。

講習時間は２時間30分以上とした。

イ　運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の基準

運転免許取得者教育（高齢者講習同等）を、更新期間満了日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する課程と更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対する課程に区分し、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対する課程の基準を次のとおり定めた。（認定規則第４条）

なお、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者であって、当該日が施行日から起算して６月を経過した日前であるものについては、70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者教育の課程を行うこととした。（改正規則附則第６項）

(ｱ)　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものとすることを基準とした。

(ｲ)　教育時間は２時間30分以上とした。

(6)　様式の改正

高齢者講習終了証明書、チャレンジ講習受講結果確認書、特定任意高齢者講習終了証明書、運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書について、

認知機能検査の結果に基づいて行うもの又はそれ以外のものの別に応じ、不要の文字を横線で消して使用できるよう、様式を改めた。（府令別記様式第22の10の７、講習規則別記様式第１号及び第３号並びに認定規則別記様式第２号）

(7)　その他

ア　高齢者講習等を受講することができる期間に関する規定の整備

(ｱ)　高齢者講習を更新期間満了日の６月前から受講することができることとした。（法第101条の３第１項及び第101条の４第１項）

(ｲ)　特定任意高齢者講習及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の受講期間を、「免許証の更新を申請する日前６月」から、高齢者講習の受講期間と同一の「更新期間が満了する日前６月」に改めた（令第37条の６の２関係）。ただし、施行日前に、特定任意高齢者講習又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）を受けた者については、受講期間を「免許証の更新を申請する日前６月」とした。（改正令附則第４条）

イ　国家公安委員会への報告

公安委員会は自動車等の運転者が認知機能検査を受けたときは、次の事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととした。（法第106条及び府令第31条の３）

(ｱ)　認知機能検査を受けた者の生年月日及び性別

(ｲ)　免許を現に受けている者にあっては、免許証番号

(ｳ)　免許を受けていたことがある者にあっては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号

(ｴ)　認知機能検査を受けた年月日

(ｵ)　上記(2)イに規定するＡ、Ｂ及びＣの数値

ウ　委託することができない事務

免許関係事務のうち委託することができない事務として、次の事務を加えた。（令第40条の３）

法第90条第２項の規定による免許の拒否に係る事務

法第90条第６項又は第103条第２項の規定による免許の取消しに係る事務

法第90条第10項又は第103条第８項の規定による欠格期間の指定に係る事務

法第97条の２第１項第３号イ又は第101条の４第２項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

法第102条第１項から第３項までの規定による適性検査の結果の判定に係る事務

法第102条第７項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

法第107条の５第２項の規定による自動車等の運転の禁止に係る事務

エ　認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の実施の委託を受けた者等の守秘

義務

認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（法第108条の２第４項）

なお、認知機能検査は免許関係事務に当たり、その委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。（法第108条第２項）

オ　認知機能検査手数料及び高齢者講習手数料に係る規定の整備

(ｱ)　認知機能検査手数料及び認知機能検査の結果に基づいて行う75歳以上の者に対する高齢者講習手数料の標準をそれぞれ次のとおり定めた。（法第112条第１項第５号の３及び令第43条第１項）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">改　正　前</td><td colspan="2">改　正　後</td></tr>
<tr><td>物件費及び施設費に対応する額</td><td>人件費に対応する額</td><td>物件費及び施設費に対応する額</td><td>人件費に対応する額</td></tr>
<tr><td colspan="2">認知機能検査</td><td>－</td><td>－</td><td>250円</td><td>400円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高齢者講習（75歳以上の者に対して行うもの）</td><td>小型特殊自動車免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習</td><td>－</td><td>－</td><td>1,750円</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td>（参考）</td><td colspan="2">高齢者講習手数料総額 6,150円</td><td colspan="2">認知機能検査手数料と高齢者講習手数料総額の合計 6,000円</td></tr>
<tr><td>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習</td><td>－</td><td>－</td><td>700円</td><td>1,650円</td></tr>
<tr><td>（参考）</td><td colspan="2">高齢者講習手数料総額 3,000円</td><td colspan="2">認知機能検査手数料と高齢者講習手数料総額の合計 3,000円</td></tr>
</table>

(ｲ)　70歳以上75歳未満の者に対して行う高齢者講習について、講習内容の変更に伴い、手数料の標準について積算を改め、手数料の標準を次のとおり改めた。（令第43条第１項）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">改　正　前</td><td colspan="2">改　正　後</td></tr>
<tr><td>物件費及び施設費に対応する額</td><td>人件費に対応する額</td><td>物件費及び施設費に対応する額</td><td>人件費に対応する額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者講習（70歳以上75歳未満の者に対して行うもの）</td><td>小型特殊自動車免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習</td><td>講習１時間について850円</td><td>講習１時間について1,200円</td><td>1,900円</td><td>3,900円</td></tr>
<tr><td>（参考）</td><td colspan="2">高齢者講習手数料総額 6,150円</td><td colspan="2">高齢者講習手数料総額 5,800円</td></tr>
<tr><td>小型特殊自動車免許のみを受</td><td>講習１時間</td><td>講習１時間</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	けている者に対する講習	について 500円	について 1,000円	700円	1,650円
	（参考）	高齢者講習手数料総額 3,000円		高齢者講習手数料総額 2,350円	

カ　施行前に交付された書面の様式についての経過措置

施行前に交付された出頭命令書、高齢者講習終了証明書、チャレンジ講習受講結果確認書、特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書、運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式については、なお従前の例によることとした。（改正府令附則第２項及び改正規則附則第７項）

キ　高齢者講習指導員についての経過措置

施行日以後の高齢者講習指導員（高齢者講習について旧講習規則第６条第２項各号のいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）は、認知機能検査の結果に基づく指導に必要な技能及び知識を有することが必要となるところ、施行日前の高齢者講習指導員であっても、一定の研修（認知機能検査の結果に基づく指導に必要な技能及び知識を含むもの）を受けた者は、施行日以後も高齢者講習指導員とみなすこととした。（改正規則附則第５項）

3　留意事項

(1)　高齢者の心情に配慮した業務の実施

認知機能検査及び検査結果に基づく高齢者講習は、75歳以上の者に対して実施されるものであることから、高齢者の心情に配慮して実施するとともに、高齢者に分かりやすく、かつ、丁寧に説明すること。

(2)　認知機能検査の呼称

認知機能検査の第一の目的は、高齢者講習を実施する際に、記憶力・判断力の状況を個々人ごとに明らかにし、検査結果に基づく高齢者講習を実施して、安全運転を支援することにあり、また、検査は医学的な診断を行うためのものではなく、講習前に予備的に行うものである。このため、「認知機能検査」という法の略称をそのまま用いた場合には、高齢者が無用の不安を抱くおそれがあることから、「講習予備検査」という名称を用いて、広報や説明を行うこと。

(3)　認知機能検査の性質についての確実な説明

受検者やその家族が認知症の診断を行うものであるといった誤解を抱かないよう、認知機能検査は受検者の記憶力・判断力の状況を確認する簡易な手法であり、認知症の診断を行うものではない旨を確実に説明すること。

(4)　改正内容の周知の徹底

改正内容について、高齢者はもとより、更新時講習等の機会を捉えて高齢者の家族に対しても広報啓発を行うなどし、周知の徹底に努めること。

(5)　職員に対する教養の徹底

改正内容のほか、上記(1)から(3)までについて、認知機能検査又は検査結果

に基づく高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習の担当職員に対する教養を徹底すること。また、問い合わせを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を徹底し、高齢者や家族からの問い合わせに適切に対応できるようにすること。

(6)　委託を受けた者に対する指導の徹底

改正内容のほか、上記(1)から(3)までについて、認知機能検査若しくは検査結果に基づく高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習の実施の委託を受けた者又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の実施者に対する指導を徹底すること。

(7)　検証及び改善

認知機能検査及び検査結果に基づく高齢者講習については、その実施状況等を踏まえ、制度及び運用を検証し、必要に応じ、改善を行っていくこととしている。各都道府県警察にあっては、運用の改善に努めるとともに、制度について改善すべき点があれば当庁に報告すること。

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成十九年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の九」を「第六十三条の十」に、「第七十一条の五」を「第七十一条の六」に改める。

第二条第一項第三号の二中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の四」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3　前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

第十五条中「第十条」を「第十条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第百十九条の三第一項第一号」を「第百十九条の二第一項第一号」に、「第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の三第一項第一号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に、「第百十九条の三第一項第二号」を「第百十九条の二第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第百十九条の三第一項第一号」を「第百十九条の二第一項第一号」に、「第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の三第一項第一号」に改める。

第四十九条第一項中（同じ。）の下に「又はパーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十九条の二第二項及び第四項中「同条第二項」を「同項」に改め、同条の付記中「第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の三第一項第一号」に、「第百十九条の三第一項第一号」を「第百十九条の二第一項第一号」に、「第百十九条の四第一項第三号」を「第百十九条の三第一項第三号」に改める。

第四十九条の四第二項中「同条第二項の」を削る。

第五十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「及び第五十一条の三」を削り、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第十項中「前三項」を「第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「から第十項」を「から第十一項」に、「、第九項又は第十項」を「又は第九項から第十一項まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「六月」を「三月」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第十項」を「第十一項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（報告徴収等）

第五十一条の二の二　警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2　警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第五十一条の三を次のように改める。

（車両移動保管関係事務の委託）

第五十一条の三　警察署長は、第五十一条第五項及び第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この項において同じ。）の移動及び保管に関する事務（当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2　前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則　第二項については第百十七条の四第一号）

第五十一条の五の付記中「第百十九条の四第一項第五号」を「第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第五十一条の八第三項第二号ロ中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改める。

第五十一条の十二第七項中「刑法」の下に「（明治四十年法律第四十五号）」を加える。

第六十三条の四第一項を次のように改める。

普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一　道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二　当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三　前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第六十三条の四第二項中「通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分」を「普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

第三章第十三節中第六十三条の九の次に次の一条を加える。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第六十三条の十　児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第六十四条中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第六十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

第六十五条に次の一項を加える。

4　何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第四号及び第百十七条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第六十五条の付記を次のように改める。

（罰則　第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第一号　第二項については第百十七条の二第二号、第百十七条の二の二第二号　第三項については第百十七条の二の二第三号、第百十七条の三の二第一号　第四項については第百十七条の二の二第四号、第百十七条の三の二第二号）

第六十六条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第三号、第百十七条の二の二第五号）

第六十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十五条第五項及び第六項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

第六十七条の付記中「第二項」を「第三項」に、「第百十九条の二」を「第百十八条の二」に改める。

第七十一条第五号の四中「第三項までに」を「第三項まで若しくは第七十一条の六第一項若しくは第二項に」に、「第三項まで又は」を「第三項まで、第七十一条の六第一項若しくは第二項又は」に改める。

第七十一条の三第二項本文中「の横」を「以外」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十一条の四の付記中「第百十九条の四第一項第六号」を「第百十九条の三第一項第六号」に改める。

第七十一条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初心運転者標識等の表示義務）」を付し、同条第三項を削り、同条第二項中「第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許」を「普通自動車対応免許」に改め、「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第七十一条の五の付記中「第一項に」を「第一項及び第二項に」に改める。

第四章第一節中第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六　普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

2　普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項）

第七十二条第一項中「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊（以下「交通事故」という。）」を「交通事故」に、「当該車両等の運転者その他の」を「当該交通事故に係る車両等の運転者その他の」に改め、同条の付記中「ついては第百十七条」の下に「第一項、同条第二項」を加える。

第七十二条の二第三項中「第二十項まで」を「第二十一項まで並びに第五十一条の二の二」に、「同条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、「この条」の下に「及び第五十一条の二の二」を加え、「同条第十項中「前三項」を「同条第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」と、「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、「対する」と」の下に「、第五十一条の二の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と」を加える。

第七十四条の三第一項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業」を「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同条の付記中「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第三号」に、「第百十七条の二第四号」を「第百十七条の二第六号」に、「第百十七条の二の二第四号、第百十七条の二の二第六号」を「第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第七号」に、「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改める。

第七十五条の八第二項中「及び第五十一条」を「、第五十一条及び第五十一条の二の二」に、「同条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の付記中「第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号」に改める。

第八十五条第十項中「道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十八条第一項第二号中「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条第二項の規定による免許の拒否をされた日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項」に改め、「停止されている者」の下に「若しくは同条第六項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者」を加え、同項第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第四号に該当することを理由とするものを除く」を「同条第一項（第四号を除く。）に係るものに限る」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「除いた期間」を「除いた期間。以下この号において同じ。）を経過していない者若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間」に、「これらの規定若しくは」を「同条第一項若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項第四号中「、同条第八項」を「若しくは第二項、同条第九項」に、「第百三条第三項又は第百七条の五第九項」を「第百三条第四項又は第百七条の五第十項」に改める。

第九十条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症（第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。）である者

第九十条第一項第三号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「違反した者」を「違反する行為（次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。）をした者」に改め、同項第六号中「いう。」の下に「で次項第五号に規定する行為以外のもの」を加え、同項第七号中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第十項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「又は第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた時」の下に「又は第六項の規定により免許を取り消された時」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第九十条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について」を「第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ」に、「第二項中「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、第三項」を「第一項第四号」と、第四項」に改め、「次項」と」の下に「「第二項」とあるのは「第六項」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

第九十条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第二項の規定により免許を拒否しようとするとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一　自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者

二　自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をした者

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五　道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをした者

第九十五条第二項中「第六十七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九十六条第六項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第九十六条の三中「第九十条第一項ただし書」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、「取消し又は第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「次に定める」の下に「検査及び」を加え、同号ロ中「イに掲げる」を「イ及びロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「以上の者」の下に「（イに掲げる者を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者

公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第八条第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

第九十七条の二第二項中「外国の行政庁」を「本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の四第八号」を「第百十七条の四第四号」に改める。

第百一条の三第一項本文中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項ただし書中「及び」の下に「第二項、第百二条第二項並びに」を加え、「三月」を「六月」に改める。

第百一条の四第一項中「三月」を「六月」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

第百一条の四に次の一項を加える。

3　公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの　免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

第百二条第五項中「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第一項から第四項までの規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

第百二条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「公安委員会」を「前三項に定めるもののほか、公安委員会」に、「若しくは第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合において、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日（その日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該免許申請書を提出した日の前日までの間に、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為（以下この条において「基準行為」という。）をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けたとき。	当該適性検査を受けた日の翌日	
二　第七項ただし書の規定により診断書（その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。	当該診断書を提出した日の翌日	
三　認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。	当該認知機能検査を受けた日の翌日	

2　公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日（その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該更新申請書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

3　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第一項に規定する者に該当する者を除く。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき又は前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（前項に規定する者に該当する者を除く。）が第百一条第一項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一　その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき。

二　その者が当該基準行為をした日以後に、第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしたとき。

第百三条第一項第一号の二中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する」を削り、同項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第五号中「とき」の下に「（次項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）」を加え、同項第七号中「とき」の下に「（次項第五号に該当する場合を除く。）」を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第百三条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「ものとし」の下に「、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」を加え、「同項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「する場合」の下に「又は前項の規定により免許を取り消そうとする場合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一　自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二　自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五　道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。

第百三条の二第一項第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同項第三号中「第百十七条の四第三号若しくは第四号」を「第百十七条の二の二第一号若しくは第五号」に改め、同条第五項中「前条第二項（同条第四項）」を「前条第三項（同条第五項）」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百四条第一項中「又は免許」を「若しくは免許」に改め、「とするとき」の下に「、第百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき」を加え、「同条第二項（同条第四項）」を「同条第三項（同条第五項）」に改め、「同条第一項第五号」の下に「又は第二項第一号から第四号までのいずれか」を加え、同条第四項中「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を加える。

第百四条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る」に改める。

第百四条の二の三第一項中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第百三条第二項、第三項及び第七項」を「第百三条第三項、第四項及び第九項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「第百二条第四項」を「第百二条第七項」に改め、「第百四条の二の三第一項」と」の下に「「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と」を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に、「準用する第三項」を「準用する第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同条第六項中「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第百四条の三第一項中「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百六条中「第四項、第七項若しくは第九項」を「第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項」に、「第三項、第六項若しくは第八項」を「第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第九十条第六項若しくは第百三条第五項」を「第九十条第八項若しくは第百三条第六項」に改め、）をしたとき」の下に「、認知機能検査を受けたとき」を加える。

第百六条の二第一項中「除く。）」の下に「又は第二項各号」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第百七条第三項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百七条の二中「関する外国」を「関する本邦の域外にある国若しくは地域」に改め、「いない国」及び「いる国」の下に「又は地域」を、「行政庁」の下に「若しくは権限のある機関」を加える。

第百七条の五第一項第二号中「違反したとき」の下に「（次項各号のいずれかに該当する場合を除く。）」を加え、同条第十項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に改め、「及び第七項」を削り、「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「前条第三項の規定」を「前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第百三条第二項から第四項まで及び第七項」を「第百三条第三項から第五項まで及び第九項」に改め、「、第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「停止することができる」の下に「ものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」を、「範囲内で期間を定めて」の下に「、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「第百三条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項の規定により、」を「第一項若しくは第二項の規定により、」に、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第四項」を「第百三条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号に該当して同項」を「第一項第二号又は第二項各号に該当してこれら」に、「及び第八項」を「及び第九項」に、「第百三条第二項（同条第四項）」を「第百三条第三項（同条第五項）」に改め、「（第一項第二号」の下に「及び第二項各号」を加え、「第百三条第二項の」を「第百三条第三項の」に、「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「同条第一項第五号に係るものに限る。）」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を、「「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第百七条の五第一項第二号」の下に「及び第二項各号」を加え、「若しくは第三項」に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前項の規定又は第八項」を「第一項の規定又は第九項」に、「第百三条第三項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一　自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二　自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

第百七条の五の付記中「第四項、第六項及び第九項」を「第五項、第七項及び第十項」に改める。

第百七条の六中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第百七条の七第一項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百八条の付記中「第百十七条の五第三号」を「第百十七条の四第一号」に改める。

第百八条の二第一項第二号中「第九十条第一項ただし書」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、「取消し又は第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項第三号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」に改め、同条に次の一項及び付記を加える。

4　前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則　第四項については第百十七条の四第一号）

第百八条の四第三項第一号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百八条の二十六第一項第四号中「ついての啓発活動」の下に「、白転車の適正な通行についての啓発活動」を加え、同条第二項中「提供」の下に「、職員の研修に係る協力」を加える。

第百八条の二十九第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

第百八条の三十二第二項第六号中「（平成元年法律第八十三号）」を削る。

第百八条の三十三中「規定は」の下に「、第六十七条第二項」を加える。

第百九条の三の付記中「第百十九条の四第一項第七号」を「第百十九条の三第一項第七号」に、「第百十九条の四第一項第八号」を「第百十九条の三第一項第八号」に改める。

第百十条の二第三項中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の四第一項第一号」に改める。

第百十二条第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　認知機能検査を受けようとする者　認知機能検査手数料

第百十三条の二中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「並びに同条第七項」を「、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、「同条第一項第五号に係るものに限る。）」の下に「、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を加え、「、同条第六項」を「並びに同条第七項又は第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）」の下に「及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）」を加える。

第百十三条の三中「行政不服審査法」の下に「（昭和三十七年法律第百六十号）」を加える。
第百十四条の五の付記中「第百十八条の二」を「第百十八条の三」に改める。
第百十七条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。
2　前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第百十七条の二中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の二を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔つた状態で当該車両等を運転した場合に限る。）
第百十七条の二の次に次の一条を加える。
第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの
二　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。）
三　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。）
四　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔つた状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る。）
五　第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第三号の規定に該当する者を除く。）
六　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反した者（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。）
七　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反した者（前条第五号に該当する者を除く。）
第百十七条の三の次に次の一条を加える。
第百十七条の三の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。）
二　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。）
第百十七条の四第一号中「第五十一条の十二」を「第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二」に、「又は第五十一条の十五」を「、第五十一条の十五」に改め、「（放置違反金関係事務の委託）第二項」の下に「、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項」を加え、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。
第百十七条の五第三号中「第五十一条の三（指定車両移動保管機関）第四項、」及び「第百八条（免許関係事務の委託）第二項、」を削る。
第百十八条の二を第百十八条の三とし、第百十八条の次に次の一条を加える。
第百十八条の二　第六十七条（危険防止の措置）第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第百十九条の二を削り、第百十九条の三を第百十九条の二とする。
第百十九条の四第一項第二号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第百十九条の三とする。
第百二十一条第一項第九号中「第九項」を「第十項」に、「第四項若しくは第六項」を「第五項若しくは第七項」に改め、同項第九号の三中「第一項」の下に「若しくは第二項又は第七十一条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項」を加える。
第百二十三条中「第百十七条の二第二号若しくは第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号若しくは第五号、第百十七条の二の二第六号若しくは第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号、第百十九条の四第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号」に改める。
第百二十五条第二項第二号中「第百十七条の二第一号の二」を「第百十七条の二第三号」に、「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第一号」に改める。
第百二十六条第四項中「第百十九条の三又は第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の二又は第百十九条の三第一項第一号」に改める。
別表第一中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。
別表第二中「第百十九条の三」を「第百十九条の二」に、「第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の三第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　目次の改正規定、第十条の改正規定、第十五条の改正規定、第五十一条の改正規定（同条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める部分を除く。）、第五十一条の二の次に一条を加える改正規定、第五十一条の三の改正規定、第五十一条の十二第七項の改正規定、第六十三条の四の改正規定、第六十三条の九の次に一条を加える改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の三の改正規定、第七十一条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十四条の三第一項の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第百八条の四第三項第一号の改正規定、第百八条の二十六の改正規定、第百八条の二十九第二項の改正規定、第百八条の三十二第二項第六号の改正規定、第百十条の二第三項の改正規定、第百十三条の三の改正規定、第百十七条の四第一号の改正規定（同号中「第五十一条の十二」を「第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二」に改める部分に限る。）、第百十七条の五第三号の改正規定（「第五十一条の三（指定車両移動保管機関）第四項、」を削る部分に限る。）及び第百二十一条第一項第九号の三の改正規定並びに次条、附則第三条及び第十一条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第六十四条の改正規定、第七十五条第一項第一号の改正規定、第八十八条第一項の改正規定、第九十条の改正規定、第九十六条第六項の改正規定、第九十六条の三の改正規定、第九十七条の二第一項の改正規定、第百一条の三第一項の改正規定、第百一条の四の改正規定、第百二条の改正規定、第百三条の改正規定、第百三条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第百四条の改正規定、第百四条の二の改正規定、第百四条の二の三の改正規定、第百四条の三第一項の改正規定、第百六条の改正規定、第百六条の二の改正規定、第百七条の五の改正規定、第百七条の六の改正規定、第百七条の七第一項の改正規定、第百八条の付記の改正規定、第百八条の二の改正規定、第百十二条第一項の改正規定、第百十三条の二の改正規定、第百十七条の四第一号の改正規定（同号中「第五十一条の十二」を「第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二」に改める部分を除く。）、第百十七条の五第三号の改正規定（「第百八条（免許関係事務の委託）第二項」を削る部分に限る。）及び第百二十一条第一項第九号の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（保管車両等に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第五十一条第六項（同条第二十一項及び旧法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）又は旧法第七十二条の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等（旧法第五十一条第十一項（同条第二十一項並びに旧法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。）については、この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第五十一条第十項及び第二十項（同条第二十二項並びに新法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（車両移動保管事務に係る経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十一条の三第一項に規定する指定車両移動保管機関（以下この条において単に「指定車両移動保管機関」という。）が同項の規定により保管している車両又は積載物（旧法第五十一条の三第十項において準用する旧法第五十一条第十一項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。）に係る旧法第五十一条の三第一項に規定する車両移動保管事務（以下この条において単に「車両移動保管事務」という。）については、なお従前の例による。

2　前項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る旧法第五十一条の三第八項に規定する負担金等の納付、督促、徴収及び滞納処分並びに当該負担金等の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

3　第一項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る処分に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

4　指定車両移動保管機関の役員又は職員であった者に係る車両移動保管事務（第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

（免許等に関する経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許（以下「免許」という。）の拒否若しくは保留の基準、同条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準又は旧法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準に該当したことを理由とする免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる免許の拒否又は取消しを受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

3　第二号施行日前に旧法第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

第五条　新法第九十七条の二第一項第三号イの規定は、第二号施行日から起算して六月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者について適用する。

2　新法第百一条の四第二項の規定は、新法第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあっては、当該申請をする日）が第二号施行日から起算して六月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第六条　旧法第百二条第三項の規定により通知を受けた者は、新法第百二条第六項の規定により通知を受けた者とみなす。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第七条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同条第三号中「第百十七条の四第三号若しくは第四号」を「第百十七条の二の二第一号若しくは第五号」に改める。

（自動車安全運転センター法の一部改正）

第八条　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第九条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号、第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同項の表第七十五条の付記の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同表第百十七条の二第二号の項中「第百十七条の二第二号」を「第百十七条の二第四号」に改め、同表第百十七条の二第三号の項中「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十七条の二の二第六号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
第百十七条の二の二第七号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）

第十九条第一項の表第百十七条の四第五号の項中「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第三号」に改め、同表第百十七条の四第六号の項及び第百十七条の四第七号の項を削り、同表第百十九条の三第一項第三号の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同表第百十九条の四第一項第四号の項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同表第百二十三条の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同条第二項中「第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同条第四項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改める。

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百七条の五第十項」を「第百七条の五第十一項」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百七十一条のうち道路交通法第五十一条の三の改正規定を削り、同法第百八条の四第三項第一号の改正規定中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条　附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　菅　義偉
国土交通大臣　冬柴　鐵三

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第十一号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　鳩山　邦夫

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項、第九十条第一項ただし書、同項第五号、同条第二項、第九項及び第十項、第百一条の三第一項ただし書、第百一条の四第一項ただし書、第百二条第一項、第百三条第一項、第七項及び第八項、第百四条の四第二項、第百六条の二第一項、第百七条の五第一項及び第二項、第百八条第一項並びに第百十二条第一項並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号の六を第一号の七とし、第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六　医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車

第三十三条第一項中「又は第二号に該当する者」を「から第二号までのいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「又は第二号」を「から第二号までのいずれかに」に改め、同項第二号中「及び第二号に」を「から第二号までのいずれにも」に改め、同条第二項第二号中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第三十三条の二第一項第一号中「次号、第五号、第七号及び第八号に規定する者」を「他免許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）」に、「第三号、第四号及び第六号」を「次号から第六号まで」に、「違反行為（」を「一般違反行為（」に改め、「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「違反行為に」を「一般違反行為に」に、「（当該違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。以下同じ。）が別表第三」を「が別表第三の一の表」に、「、当該違反行為」を「、当該一般違反行為」に改め、同号ニ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第五欄」を「第六欄」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

第三十三条の二第一項第二号中「（第七号及び第八号に規定する者を除く。第五号において同じ。）」を削り、「第九十条第一項ただし書」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、「取消し又は法第百七条の五第一項」の下に「若しくは第一項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「この項、第三十八条第六項及び第四十条において」を削り、「第九十条第七項」を「第九十条第九項若しくは第十項」に、「第百三条第六項」を「第百三条第七項若しくは第八項」に改め、「若しくは法第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「に違反行為」を「に一般違反行為」に改め、同号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「又は第三欄」を「、第三欄又は第四欄」に改め、同号ロ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三の一の表」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同号ハ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第五欄」を「第六欄」に改め、同項第三号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に改め、同項第四号中「この条、第三十八条第六項及び別表第四において」を削り、「法第九十条第一項第六号」を「同項第六号」に、「をした者」を「で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者」に改め、「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「五年」を「三年」に改め、同項第五号及び第六号中「道路外致死傷」の下に「で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のもの」を加え、同項第七号中「当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者」を「他免許等既得者」に、「第四十条第二項」を「第四十条第一項第二号」に改め、同項第八号中「第四十条第四号」を「第四十条第一項第四号」に改め、同条第三項中「から第六号まで」を「、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで」に、「第二項第一号から第四号まで並びに」を「同項第五号の」を「第五号の十年、九年、八年、七年、六年」に、「第一項第一号イの三年の期間を除き、同項第二号の五年の期間については同号イに規定するものに限る」を「同項第四号の六月の期間を除く」に改め、同項第一号中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加え、同項第二号中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加え、「同条第三項の」を「同条第四項の」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分の理由となる違反行為（一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。）及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為（当該違反行為を除く。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

第三十三条の二第二項第二号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

2　法第九十条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が特定違反行為（別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ト　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

チ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

二　試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に特定違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

三　試験に合格した者が法第九十条第二項第五号に規定する行為をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ　当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ロ　当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

ハ　当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六年を経過していない者

ニ　当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

四　試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に法第九十条第二項第五号に規定する行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ　当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ　当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ　当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ　当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

五　試験に合格した者（他免許等既得者に限る。）が法第百三条第二項の規定により免許を取り消すことができることとされている者又は法第百七条の五第二項の規定により自動車等の運転を禁止することができることとされている者に該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

第三十三条の二の二第一号中「第百二条第四項」を「第百二条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第三十三条の二の三第四項を次のように改める。

4　法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一　法第百十七条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

二　法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

三　別表第二の一の表に定める点数が六点以上である一般違反行為

第三十三条の三中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「第三十三条の二」の下に「（第二項を除く。次号において同じ。）」を加える。

第三十三条の四第一項中「第九十条第七項」を「第九十条第九項」に改め、同項第二号中「又は第四号イ」を削り、「同項第一号ロ」を「同号ロに該当する者にあつては四年、同号ハ又は同項第四号イ」に、「同項第一号ハ」を「同項第一号二」に、「同項第一号二」を「同項第一号ホ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第九十条第十項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　第三十三条の二第二項第一号又は第三号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分の理由となつた行為をした日から起算して、同項第一号イに該当する者にあつては十年、同号ロに該当する者にあつては九年、同号ハ又は同項第三号イに該当する者にあつては八年、同項第一号ニ又は第三号ロに該当する者にあつては七年、同項第一号ホ又は第三号ハに該当する者にあつては六年、同項第一号ヘ又は第三号ニに該当する者にあつては五年、同項第一号トに該当する者にあつては四年、同号チに該当する者にあつては三年を経過するまでの期間とする。

二　第三十三条の二第二項第二号又は第四号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分の理由となつた行為をした日から起算して、同項第二号イ又は第四号イに該当する者にあつては十年、同項第二号ロ又は第四号ロに該当する者にあつては九年、同項第二号ハ又は第四号ハに該当する者にあつては八年、同項第二号二又は第四号二に該当する者にあつては七年、同項第二号ホに該当する者にあつては六年、同号ヘに該当する者にあつては五年を経過するまでの期間とする。

三　第三十三条の二第二項第五号の基準に係るものとして免許を拒否し、又は取り消したときは、当該処分を受けた者が当該免許以外の免許の取消し又は自動車等の運転の禁止の処分により免許を受けることができないこととされる期間の満了日までの期間とする。

第三十三条の四に次の一項を加える。

3　第三十三条の二第四項の規定は、第一項第二号及び第三号並びに前項第一号及び第二号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年及び一年の期間について準用する。

第三十三条の五中「第九十条第九項及び第百三条第八項（法第百七条の五第二項」を「第九十条第十二項及び第百三条第十項（法第百七条の五第三項」に改める。

第三十三条の五の二中「第九十条第十項」を「第九十条第十三項」に改める。

第三十三条の七中「別表第四」の下に「若しくは別表第五」を加える。

第三十七条の六第一号中「」前三月」を「。次条において同じ。）前六月」に改める。

第三十七条の六の二各号中「免許証の更新を申請する日」を「法第百一条第一項の更新期間が満了する日」に改める。

第三十七条の七中「第百二条第二項」を「第百二条第五項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一　法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

二　法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為

三　法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

四　法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為

五　法第二十五条の二（横断等の禁止）の規定に違反する行為

六　法第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項又は第三項の規定に違反する行為

七　法第三十三条（踏切の通過）第一項又は第二項の規定に違反する行為

八　法第三十五条（指定通行区分）第一項の規定に違反する行為

九　法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十　法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一　法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為

十二　法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為

十三　法第四十二条（徐行すべき場所）の規定に違反する行為

十四　法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

第三十七条の八第一項中「違反行為」を「一般違反行為」に改め、同条第二項第一号中「当該違反行為」を「当該一般違反行為」に改め、「累積点数」の下に「（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号及び第三号中「当該違反行為」を「当該一般違反行為」に改め、同項第四号中「違反行為を」を「一般違反行為を」に改め、「別表第四」の下に「又は別表第五」を加える。

第三十八条第四項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第一号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「又は第五欄」を「、第五欄又は第六欄」に改め、同項第二号イ中「違反行為」を「一般違反行為」に、「別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に改め、同条第六項中「第百三条第六項の政令」を「第百三条第七項の政令」に改め、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二　一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ロ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合　四年

ハ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合　三年

ニ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　二年

ホ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　一年

三　一般違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該一般違反行為が法第九十条第九項若しくは第十項若しくは法第百三条第七項若しくは第八項の規定又は法第百七条の五第一項若しくは第二項の規定により指定され又は定められた期間が満了した日から五年を経過する日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ロ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　四年

ハ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　三年

四　重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第百三条第三項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合　三年

ロ　当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合　二年

ハ　当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合　一年

五　重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第百三条第三項第五号に規定する行為以外のものをしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該行為が別表第四第一号に掲げるものである場合　五年

ロ　当該行為が別表第四第二号に掲げるものである場合　四年

ハ　当該行為が別表第四第三号に掲げるものである場合　三年

7　第三十八条に次の一項を加える。

一　法第百三条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合　十年

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合　九年

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合　八年

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　七年

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　六年

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ト　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合　四年

チ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合　三年

二　特定違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該特定違反行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合　十年

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　九年

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　八年

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合　七年

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合　六年

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合　五年

三　法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として免許を取り消したとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合　八年

ロ　当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合　七年

ハ　当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合　六年

ニ　当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合　五年

四　法第百三条第二項第五号に規定する行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該行為が特定期間内にされたものであるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

イ　当該行為が別表第五第一号に掲げるものである場合　十年

ロ　当該行為が別表第五第二号に掲げるものである場合　九年

ハ　当該行為が別表第五第三号に掲げるものである場合　八年

ニ　当該行為が別表第五第四号に掲げるものである場合　七年

第三十九条第一項中「第白七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改める。

第三十九条の二各号中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第三十九条の二の三第二号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「第三項（」を「第四項（」に改め、「基準」の下に「又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件」を加え、同条第三号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「第三項（」を「第四項（」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「者が」の下に「法第百十七条、」を加え、同項第四号中「別表第四」を「仮運転免許を受けた者が別表第四又は別表第五」に改め、同条第二項中「第三十七条の七第一号」を「第三十七条の七第二項第一号」に改める。

第四十条第一号中「該当することとなつた」を「該当した」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　国際運転免許証等を所持する者が一般違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ロ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合　四年

ハ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合　三年

ニ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　二年

ホ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　一年

三　国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に一般違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ロ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　四年

ハ　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　三年

第四十条第四号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「、別表第三」を「別表第三の一の表」に、「第六欄」を「第七欄」に、「該当することとなつた」を「該当した」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百七条の五第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　国際運転免許証等を所持する者が特定違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合　十年

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合　九年

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合　八年

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　七年

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　六年

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合　五年

ト　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合　四年

チ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合　三年

二　国際運転免許証等を所持する者で免許取消歴等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に特定違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合　十年

ロ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合　九年

ハ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合　八年

ニ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合　七年

ホ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合　六年

ヘ　当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合　五年

第四十条の三第二号中「同条第三項（同条第五項及び第十一項」を「同条第二項の規定による免許の拒否、同条第四項（同条第七項及び第十四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「同条第六項」の下に「の規定による免許の取消し、同条第八項」を加え、「同条第七項」を「同条第九項又は第十項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改め、同条第六号中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査の結果の判定及び同条第二項」に改め、同条第二十三号中「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第一項」を加え、「及び同条第八項」を「又は同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「並びに法第百七条の五第二項」を「及び法第百七条の五第三項」に、「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「規定及び」を「規定又は」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第三項」を「第四項」に、「同条第五項」を「同条第二項の規定による免許の取消し、同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「又は第二項」を「から第五項まで」に改め「判定」の下に「及び同条第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取り」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

第四十三条第一項の表経由手数料の項の次に次のように加える。

認知機能検査手数料	二百五十円	四百円

第四十三条第一項の表講習手数料の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	講習一時間について八百五十円	講習一時間について千二百円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習一時間について五百円	講習一時間について千円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	千九百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合には、千七百五十円）	三千九百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、三千六百円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百円	千六百五十円

に改める。

第四十四条第一項第一号中「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に、「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に、「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改める。

第四十五条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

別表第二の一の表中「違反行為」を「一般違反行為」に、

酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点	酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十三点	酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等	二十点	無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等	十九点	酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点	酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点	酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	十四点	酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十三点	酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等

を

酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	二十五点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十三点	酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等	二十点	無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等	十九点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	十四点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十三点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等

に、

酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	九点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	八点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	七点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、酒気帯び運転（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十未満）、無車検運行又は無保険運行	六点	酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十未満）、無車検運行又は無保険運行

を

に改め、別表第二中三の表を削り、二の表を三の表とし、一の表の次に次の一表を加える。

二　特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種別	点数
運転殺人等又は危険運転致死	六十二点
運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）	五十五点
運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷（治療期間三十日以上）	五十一点
運転傷害等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷（治療期間十五日以上）	四十八点
運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷（治療期間十五日未満）	四十五点
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	三十五点

別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、「同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下に「（二の114から123までに規定する行為をした場合を除く。）」を加え、同表の備考の一の2(イ)中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考の一の2(ロ)を次のように改める。

(ロ)　法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

別表第二の備考の一の3を次のように改める。

3　二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

別表第二の備考の二中「一の表一の下に「及び二の表」を加え、同表の備考の二の1及び2を次のように改める。

1　「酒気帯び運転（〇・二五以上）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

2　「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（125に規定する行為を除く。）をいう。

別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5とし、同表の備考の二の7中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表の備考の二の6とし、同表の備考の二の8中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「20、21、23又は24」を「14から17まで」に改め、同表の備考の二の7とし、同表の備考の二の9中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「25、27又は28」を「18、20又は21」に改め、同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、同表の備考の二の10中「以上」を「未満」に、「30から49まで、51から65まで又は67から120まで」を「23から42まで、44から58まで又は60から113まで」に改め、同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、同表の備考の二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及び6から9まで」に改め、同表の備考の二中11を10とし、12及び13を削り、14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14とし、21を15とし、22を削り、23から27までを16から20までとし、同表の備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二中28を21とし、29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の49を同表の備考の二の42とし、同表の備考の二の50中「26」を「19」に改め、同表の備考の二中50を43とし、51を44とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、同表の備考の二中52を45とし、53から85までを46から78までとし、同表の備考の二の86中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、同表の備考の二中86を79とし、87から94までを80から87までとし、同表の備考の二の95中「51」を「44」に改め、同表の備考の二中95を88とし、96から100までを89から93までとし、同表の備考の二の101中「53」を「46」に改め、同表の備考の二中101を94とし、102から106までを95から99までとし、同表の備考の二の107中「58」を「51」に改め、同表の備考の二中107を100とし、108から120までを101から113までとし、同表の備考の二に次のように加える。

114　「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。

115　「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

116　「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。）が存するものをいう。

117　「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

118　「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

119　「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

120　「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

121　「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

122　「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、116、118及び120に規定する行為以外のものをいう。

123　「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

124　「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

125　「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

126　「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

一　一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該一般違反行為に係る累積点数の区分

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
前歴がない者	四十五点以上	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで	二十五点から三十四点まで	十五点から二十四点まで	六点から十四点まで

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	第九欄
前歴がない者	七十点以上	六十五点から六十九点まで	六十点から六十四点まで	五十五点から五十九点まで	五十点から五十四点まで	四十五点から四十九点まで	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで
前歴が一回である者	六十五点以上	六十点から六十四点まで	五十五点から五十九点まで	五十点から五十四点まで	四十五点から四十九点まで	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで	
前歴が二回である者	六十点以上	五十五点から五十九点まで	五十点から五十四点まで	四十五点から四十九点まで	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで		
前歴が三回以上である者	五十五点以上	五十点から五十四点まで	四十五点から四十九点まで	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで			

二　特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該特定違反行為に係る累積点数の区分

前歴が一回である者	四十点以上	三十五点から三十九点まで	三十点から三十四点まで	二十五点から二十九点まで	二十点から二十四点まで	十五点から十九点まで	十点から十四点まで	五点から九点まで
前歴が二回である者	三十五点以上	三十点以上	二十五点から二十九点まで	二十点から二十四点まで	十五点から十九点まで	十点から十四点まで	五点から九点まで	
前歴が三回以上である者								

別表第三の備考の一中「この表」を「一の表及び二の表」に、「第三十三条の二第二項第二号」を「第三十三条の二第三項第二号」に改め、同表の備考の一の1中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同表の備考の一の2中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同表の備考の一の3中「この表の第一欄」を「一の表の第一欄」に、「この表の第四欄又は第五欄」を「同表の第五欄又は第六欄」に改め、同表の備考の一の4中「この表の第一欄」を「一の表の第一欄」に、「この表の第六欄」を「同表の第七欄」に、「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改め、同表の備考の二中「第三十三条の二第三項」を「第三十三条の二第四項」に改める。

別表第四第一号を次のように改める。

一　重大違反唆し等で第三十三条の二の三第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係るもの

別表第四第二号中「違反行為」を「一般違反行為」に改め、同表第三号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「第一号」を「別表第五第一号」に、「負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間。次号において「治療期間」という。）」を「治療期間」に改め、「（当該負傷者の負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。次号において同じ。）」を削り、同表第四号中「違反行為」を「一般違反行為」に、「第一号及び前号」を「前号及び別表第五第二号から第四号まで」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）

一　人の死亡に係る道路外致死傷で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

二　人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

三　人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

四　人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法第百二条第一項及び第二項に規定する基準行為には、施行日前にした行為は、含まれないものとする。

第三条　施行日前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定、運転の禁止又は仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、施行日前にした行為に付する点数については、なお従前の例による。

第四条　施行日前に改正前の道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習又は同条第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者に対する改正後の道路交通法施行令第三十七条の六の二の規定の適用については、同条各号中「法第百一条第一項の更新期間が満了する日」とあるのは「免許証の更新を申請する日」とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎

○内閣府令第二十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十四条第三項、第九十七条第四項、第九十七条の二第一項第三号、第百二条第一項及び第七項、第百六条、第百八条第一項並びに第百八条の二第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年五月十一日　　内閣総理大臣　麻生　太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。

第十八条第二項第二号中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。

第十八条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「保留し」の下に「又は同条第二項の規定により免許を拒否し」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「停止し」の下に「又は同条第六項の規定により免許を取り消し」を加える。

第十八条の四第一項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「又は第二号」を「から第二号まで」に改め、同条第二項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「及び第二号」を「から第二号まで」に改める。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「提示」の下に「（第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付）」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　本籍又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。）　住民票の写し

第二十条第三項を同条第二項とする。

第二十四条第六項の表普通二輪免許の項中「〇・一〇〇リットル」を「〇・〇九〇リットル」に改める。

第二十六条の二の見出し中「受講期間」を「受講期間等」に改め、同条中「第九十七条の二第一項第三号イ又はロ」を「第九十七条の二第一項第三号イに定める検査（以下「認知機能検査」という。）及び同号イからハまで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（認知機能検査）

第二十六条の三　認知機能検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　認知機能検査を行つている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

二　十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。

三　時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

第二十九条の三第二項中「第百二条第二項」を「第百二条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「若しくは第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、「第百二条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

7.731＋0.641×A－0.523×B－0.315×C

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　記述された年と認知機能検査を行つた時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行つた時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）

二　記述された月と認知機能検査を行つた時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）

三　記述された日と認知機能検査を行つた時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）

四　記述された曜日と認知機能検査を行つた時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）

五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、五とする。）

B　第二十六条の三第二号に掲げる方法により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C　第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三　一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四　二の針が描かれている場合には、一

五　指示された時が表示されている場合には、一

六　指示された分が表示されている場合には、一

七　指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一

第二十九条の三に次の一項を加える。

4　法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

第二十九条の四中「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に改める。

第二十九条の五中「第百三条第五項」を「第百三条第六項」に改める。

第三十条の二の二中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改める。

第三十条の四中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「又は同条第三項」を「若しくは同条第三項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「又は効力の停止にあつては」を「若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては」に改める。

第三十一条中「令別表第二の一の表」の下に「若しくは二の表」を加え、第七十二条第一項前段の規定に違反する」を「第百十七条の五第一号の罪に当たる」に改める。

第三十一条の二中「令別表第四」の下に「又は別表第五」を、「行為」の下に「（次条の表において「特定行為」という。）」を加える。

第三十一条の三の表中「第四項、第七項」を「第二項、第五項、第六項、第九項、第十項」に、「第九項」を「第十二項」に、「第三項、第六項」を「第二項、第四項、第七項、第八項」に、「第八項」を「第十項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、

法第九十条第六項又は第百三条第五項の規定による命令をしたとき。	一　命令を受けた者の生年月日及び性別 二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　命令の内容

を

法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。	一　命令を受けた者の生年月日及び性別 二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　命令の内容
認知機能検査を受けたとき。	一　認知機能検査を受けた者の生年月日及び性別 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　認知機能検査を受けた年月日 四　第九十条第一項ただし書又は第二項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。 五　認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号

に、「第九十条第一項ただし書の」を「第九十条第一項ただし書又は第二項の」に、「第九十条第四項」を「第九十条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に、「令別表第四に掲げる行為」を「特定行為」に改める。

第三十一条の四の二に次のただし書を加える。

ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする。

第三十七条の二第一項中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の三第二項」に改める。

第三十七条の三中「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に、「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に改める。

第三十七条の四中「第百七条の五第七項」を「第百七条の五第八項」に改める。

第三十七条の五中「第百七条の五第九項」を「第百七条の五第十項」に改める。

第三十七条の五の二中「第百七条の五第十項」を「第百七条の五第十一項」に改める。

第三十八条第十二項第二号を次のように改める。

二　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。

第一欄（区分）	第二欄（講習方法）	第三欄（時間）
一　高齢者講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習）	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三　小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。	三　時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）
二　法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。	二　時間三十分（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）

第三十八条第十二項第三号及び第四号を削る。

第三十八条の二中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。

別記様式第十九中「第103条第2項」を「第103条第3項」に改める。

別記様式第十九の三中「第107条の5第9項」を「第107条の5第10項」に改める。

別記様式第二十二の四中「第107条の5第8項」を「第107条の5第9項」に、「第103条第2項」を「第103条第3項」に改める。

別記様式第二十二の六の二中「paragraph 10, Article 107－5」を「paragraph 11, Article 107－5」に改める。

別記様式第二十二の六の五中「第107条の5第10項」を「第107条の5第11項」に改める。

別記様式第二十二の十の七中「（認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習）を」を「講習（認知機能検査の結果に基づいて行う講習）を」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。ただし、第二十条及び第二十四条第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に交付された出頭命令書及び高齢者講習終了証明書の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第二十二の六の二及び別記様式第二十二の十の七の様式にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車安全運転センター法施行規則の一部改正）

3　自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「）第三十三条の二第二項第一号」を「）第三十三条の二第三項」に、「第三十三条の二第一項第一号イに規定する累積点数で、同条第二項各号に掲げる違反行為に係る点数を含まないもの」を「第三十三条の二第三項に規定する累積点数」に改める。

○国家公安委員会規則第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項第三号、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六第二号及び第三十七条の六の二第一号並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二ただし書の規定に基づき、運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月十一日　国家公安委員会委員長　佐藤　勉

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

（運転免許に係る講習に関する規則の一部改正）

第一条　運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運転免許に係る講習等に関する規則

第一条中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。

第二条第一項第一号中「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同号の表二の項下欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。

第二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者　次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区分	講習の基準
一　法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下であった者であって、当該認知機能検査を受けた後コースにおける自動車等の運転をすることにより生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる者に対して公安委員会が行う確認を受けた旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講者認定書の交付を受けたもの	一　運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 四　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 五　一時間以上行うものであること。
二　一の項に掲げる者以外の者	一　運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 四　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 五　二時間三十分以上行うものであること。

第二条第二項中「前項第一号」の下に「又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各号」を加える。

第三条中「道路交通法施行規則（以下「府令」という。）」を「府令」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条第一項中「第三十八条第十一項ただし書一」を「第三十八条第十一項第一号ただし書」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（免許関係事務の委託）

第四条　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査とする。

2　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　二十五歳以上の者

二　公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

別記様式第一号中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号」を「運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号」に改める。

別記様式第二号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

別記様式第三号中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号」を「運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号又は第2号」に改める。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第二条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の表の三の項中「課程」の下に「（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの）及び第一条第六号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの）」を加え、同表の七の項を削り、同表の六の項を同表の七の項とし、同表の五の項を同表の六の項とし、同表の四の項を同表の五の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

四　第一条第三号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するもの）及び第一条第六号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するもの）	
三の項の中欄に掲げる教育事項	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ　自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースもしくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ　法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 ホ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。

第四条第一号の表の備考中「四の項ハ、五の項ロ」を「五の項ハ、六の項ロ」に改め、同条第二号中「第一条第三号に掲げる課程及び同条第六号に掲げる課程のうち前号の表の七の項に規定するものにあっては、三時間以上」を「前号の表の三の項の上欄に掲げる課程にあっては三時間以上、同表の四の項の上欄に掲げる課程にあっては二時間三十分以上」に、「第一条第一号」を「同表の一の項の上欄」に、「同条第二号」を「同表の二の項の上欄」に改める。

第八条第一号中「六の項」を「七の項」に改め、同条第二号中「及び七の項」を「又は四の項」に改める。

別記様式第一号中「六の項」を「七の項」に改める。

別記様式第二号中「三の項及び七の項」を「三の項、四の項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であって当該日が施行日から起算して六月を経過した日前であるものは、改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「新講習規則」という。）第二条及び第三条第二号の規定の適用については、新講習規則第二条第一項第一号に掲げる者とみなす。

3　施行日前に改正前の運転免許に係る講習に関する規則（以下「旧講習規則」という。）第二条第一項第一号の表の一の項の確認を受けた者（新法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であって当該日が施行日から起算して六月を経過した日以後であるものに限る。）に対する新講習規則第二条第一項第二号の表の一の項の規定の適用については、同項中「法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下である者であって、当該認知機能検査を受けた後コース」とあるのは「コース」と、「受けたもの」とあるのは「受けた者（当該確認を受けた日から起算して六月を経過しない者に限る。）」と、「認知機能検査の」とあるのは「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の」とする。

4　施行日前に都道府県公安委員会が行った講習（新講習規則第四条第二項第二号の講習と同等以上の内容を有すると都道府県公安委員会が認めるものに限る。）を終了した者は、同号の講習を終了した者とみなす。

5　旧講習規則第六条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であって、都道府県公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、新講習規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなす。

6　新法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であって当該日が施行日から起算して六月を経過した日前であるものは、改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（以下「新認定規則」という。）第四条第一号及び第二号、第八条第二号並びに第九条第一項の規定の適用については、新認定規則第四条第一号の表の三の項の上欄に規定する者とみなす。

7　この規則の施行前に交付されたチャレンジ講習受講結果確認書、特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書並びに運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式については、新講習規則別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号並びに新認定規則別記様式第一号及び別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

8　聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に改める。

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

9　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に、「同条第五項及び第十一項」を「同条第七項及び第十四項」に、「第百七条の五第三項」を「第百七条の五第四項」に、「第百七条の五第九項」を「第百七条の五第十項」に改め、同条第二号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に、「第百七条の五第十項」を「第百七条の五第十項」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

10　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二の二の表」を「別表第二の三の表」に、「別表第四第三号」を「別表第二の備考の二の115」に改める。